

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 3年 4月 30日
住所 京都府久世郡久御山町田井新荒見 77 番地	氏名 コタ株式会社 代表取締役社長 小田博英

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築				
工 事 着 工 予 定 年 月 日	令和 3年 6月 1日				
工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和 4年 4月 1日				
特定建築物 の 概 要	名 称	コタ株式会社(仮称)研究棟新築計画			
	所 在 地	京都府久世郡久御山町田井新荒見 22 番 1、22 番 2			
	構 造	鉄骨造	階 数	地上 4階地下 0階	
	敷 地 面 積	1159.44 平方メートル	高 さ	19.495 メートル	
	建 築 面 積	678.80 平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	2,297.19 平方メートル (0 平方メートル)	
	用途別の床面積	住 宅	0	平方メートル	
		ホ テ ル 等	0	平方メートル	
		病 院 等	0	平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	0	平方メートル	
		事 務 所 等	2,297.19	平方メートル	
学 校 等		0	平方メートル		
飲 食 店 等		0	平方メートル		
集 会 所 等		0	平方メートル		
	工 場 等	0	平方メートル		
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性 能 に 関 する 評 価 結 果	サステナビリティランキング BEE =1.9 A				

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	0.40 立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 0.40 立方メートル
	使用する用途	階段裏の羽目板で使用	
	府内産木材等の使用基準量	0.36 立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	0.40 立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	404.69 平方メートル	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概	要
■ 外壁、屋根又は床の断熱		外壁：ウレタン吹き付け t-20 屋根：折半(グラスウール t100)屋内側ウレタン吹き付け t-60 ビレイ床：ウレタン吹き付け t-80	
<input type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽			
<input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入			
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用			
■ 節水型設備の設置		大便器、小便器、水栓に節水型設備を採用	
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用			
■ 耐用年数が高い材料及び設備の利用		一部のダケ外に塩ビライニング鋼板を採用	
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		天井点検口に 600 角を採用などの配慮を行う	
<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の導入			
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用			
■ 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置		宅配ボックスを採用	
■ 緑化の実施		外構及びバルコニーに緑化を計画している	
■ その他		外壁の西面をダブルスキンとし、空調負荷の低減を図る	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
- (2) CASBEE で高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
- (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
再エネ設備の 導 入	①太陽光	32456.4 メガジュール
	②風力	0 メガジュール
	③水力	0 メガジュール
	④地熱	0 メガジュール
	⑤太陽熱	0 メガジュール
	⑥バイオマス	0 メガジュール
	⑦その他（ ）	0 メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	32,456.4 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	30,000 メガジュール
	効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備
<input type="checkbox"/> 蓄電池		
<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム		
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容

(2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠